

契約書（案）

支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 ○○ ○○（以下「甲」という。）は、物品の購入について、
（以下「乙」という。）との間に下記条項の契約を締結する。

記

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- 1 単位 1冊（500枚入り）
- 2 品目及び1冊あたりの単価（税込）

コピー用紙 A4（白）：	円（うち消費税	円）
コピー用紙 A3（白）：	円（うち消費税	円）
コピー用紙 B4（白）：	円（うち消費税	円）
コピー用紙 A4（カラー）：	円（うち消費税	円）
- 3 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 納入場所 岡山労働局、各労働基準監督署、各公共職業安定所及び付属施設
※詳細は別紙のとおり
- 5 支払方法 口座支払

（契約保証金）

第2条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（納入方法）

第3条 乙は、第1条第3号の契約期間中、契約対象物品（以下「現品」という。）について、甲の指定する期日内に指定の数量を指定の場所に納入するものとし、納品したときは納品書をもって直ちにその旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第4条 乙は現品の納入時には、甲の指定する検査担当官の検査を受けなければならない。

- 2 検査の結果、不良品があるときは、乙は、直ちに当該不良品に換えて良品を無償にて納入するものとする。

（代金支払）

第5条 納入現品の代金の請求について、乙は、検査終了後、納入分を取りまとめ、官署支出官 岡山労働局長（以下「支出官」という。）に納入分に係る請求書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の請求書に「明細」として納入現品の品目、数量、単価、金額を記載しなければならない。
- 3 支出官は、適法な請求書を受理して30日以内に当該請求金額を支払うものとする。

- 4 支出官は、自己の責に帰すべき理由により代金の支払いを遅延した場合においては、支払期限の翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(納入の延期)

第6条 乙は、納入場所及び納入期限に現品の納入が困難な場合は、その事由を明示し、納入期限の延期を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。この場合の遅延料は、納入期日の翌日から起算して、延滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、年3%の割合で計算した金額とする。ただし、前項の事由が天災地変その他正当な理由によると認められる場合は、この限りでない。

(危険負担)

第7条 現品の所有権は、第4条の検査後、甲が受領した納入現品に係る乙発行の受領書に検印を押印し、当該受領書を乙に交付したときに移転するものとする。

- 2 乙は、所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任を負うものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

(事情変更)

第8条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、単価の変更を行うことができるものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号及び第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 第6条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたとき

は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第15条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第17条 甲は、第9条第2項、同条第3項、第13条、第14条、第16条第2項、第21条第2項及び第23条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第9条第2項、同条第3項、第13条、第14条、第16条第2項、第21条第2項及び第23条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第19条 この契約によって生ずる権利義務は、これを第3者に譲渡又は承継してはならない。

(費用の負担)

第20条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第21条 甲は、第4条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第22条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第23条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第24条 第23条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第25条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(疑義等の解決)

第26条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については甲の所在地を管轄する地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第27条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条第4項、第9条第2項、第10条、第12条、第15条、第17条、第24条、第25条、第26条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

令和7年4月1日

甲 岡山市北区下石井1-4-1
支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 〇〇 〇〇

乙

納品場所一覧

官署名	所在地	納品場所	台車の使用
岡山労働局	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	3階書庫 地下2階倉庫	可 可
岡山労働局 労災補償課分室	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎1階	地下1階倉庫	可
岡山労働基準監督署	岡山市北区大供2-11-20	3階書庫	可
倉敷労働基準監督署	倉敷市大島407-1	2階書庫	可
津山労働基準監督署	津山市山下9-6	2階倉庫	不可
津山公共職業安定所	津山労働総合庁舎	1階階段下	可
笠岡労働基準監督署	笠岡市笠岡5891	4階	可
笠岡公共職業安定所	笠岡労働総合庁舎	1階・2階	可
和気労働基準監督署	和気郡和気町福富313	1階書庫	一部可
新見労働基準監督署	新見市新見811-1	2階事務所	不可
岡山公共職業安定所	岡山市北区野田1-1-20	1階通路書庫・電気室	可(狹隘)
雇用保険電子申請 事務センター	岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル6階	6階事務室	可
津山公共職業安定所 美作出張所	美作市林野67-2	1階倉庫	可
倉敷中央公共職業安定所	倉敷市笹沖1378-1	1階・3階	可
倉敷中央公共職業安定所 総社出張所	総社市中央3-15-111	1階	不可
倉敷中央公共職業安定所 児島出張所	倉敷市児島小川町3672-16	1階機械室	不可
玉野公共職業安定所	玉野市築港2-23-12	2階倉庫	可
和気公共職業安定所	和気郡和気町和気481-10	2階会議室	不可
和気公共職業安定所 備前出張所	備前市東片上227	1階倉庫	可
高梁公共職業安定所	高梁市段町1004-13	1階機械室	不可
高梁公共職業安定所 新見出張所	新見市高尾2379-1	1階倉庫	可
西大寺公共職業安定所	岡山市東区西大寺中1-13-35	1階・2階・3階	可

※岡山労働局地下2階については車高が高い車は入れず、またエレベーターが使用できないため、注意すること。